

# 「総合評定値通知書」は提出していますか？

建設業法に基づき、札幌市から公共工事を直接請け負う業者は経営事項審査を受ける（「総合評定値通知書」を受領する）必要があります。

有効期限内（審査基準日が請負契約締結日の1年7ヵ月前まで）の経審の受審・通知書の受領がないと落札しても契約できませんので、ご注意ください。

そのため営業年度の決算を終えたら、忘れずに申請し、『総合評定値通知書』を受け取ったら、必ず写しを契約管理課まで提出してください。

## 【 問い合わせ先 】

財政局管財部契約管理課工事契約係

電話 211 - 2442